

平成 23 年度 西区社会福祉協議会事業計画

【事業方針】

1. 「ささえ合い」による地域づくりを進めるために

① 安心生活創造事業の推進

超高齢社会を迎えた今、事業受託団体、行政との協働により、西区の坂井輪中学校区をモデル地区としての新たな支えあいの仕組み作りと、継続的な事業運営に向けての取り組みを行うとともに、今後、西区へ発展させるための基礎となる事業として捉え、西区社協として全力で事業の推進に向け取り組みます。

② 各支会、自治会・町内会が実施する福祉事業への積極的な支援

※コミュニティ協議会支援チームによるコミ協活動活発化のための支援

昨年同様コミュニティ協議会支援チームにより、市民力、地域力をさらに引き出し、「新しい公共」の構築のため、区役所、公民館との協働により各地域が抱える課題の解決や目標の実現に向け支援してまいります。

※地域貢献交流事業（各種出前講座の実施）

※地域ふれあい事業助成

③ ボランティア活動の支援

※西区災害ボランティアセンターマニュアルの作成

この度の大震災を教訓として、災害発生時にボランティアへの情報提供と支援活動が迅速、適切に行えるよう市ボランティアセンターや区役所等関係機関と連携し、西区災害ボランティアセンターマニュアルを作成します。

※ボランティア講座の開催

※ボランティアコーディネート事業

2. さまざまな生活課題に悩んでいる方々の課題解決を図るために

① 単身高齢世帯や高齢者のみの世帯に対する支援

※友愛訪問事業

超高齢社会を迎え、高齢者世帯に対する見守り、安否確認を目的とした友愛訪問事業を拡充、強化します。

※安心袋配布事業

※夕食宅配サービス事業

栄養バランスのとれた食事の提供と、併せて安否確認を行うことにより、高齢要支援世帯に対する生活支援を行います。

② 高齢者や子育て世代の方々の孤独感の解消、仲間作りの場となるサロンの開催、支援

※西区ふれあい・いきいきサロン事業

※地域交流活動助成事業

※子育てサロン助成事業

※生きがい対応型通所事業（ティールーム事業）

③ さまざまな生活課題に悩んでいる方々への相談、支援

※生活福祉資金貸付業務

※日常生活自立支援事業

3. 組織基盤の強化を図るために

① 区社協の基盤となる支会（地区社協）の見直し

区社協の基盤となる支会組織の充実強化を図るため、自治連合会からコミュニティ協議会へ移行します。

② 一般会員、特別会員、及び賛助会員の増強

あらゆる機会を捉え、コミ協、自治会・町内会、及び福祉団体、一般企業等に対し、社会福祉協議会の事業内容、趣旨の周知に努め、社協活動の財源となる 会員会費の納入率アップ、賛助会員の確保に努めます。

【具体的な事業内容】

1 「ささえ合い」による地域づくりを進めるために

各支会、自治会・町内会を中心とした小地域福祉活動がより活発に展開されるよう、区役所、公民館、地域と連携・協働しながら、さまざまな支援を行います。

(1) 安心生活創造事業の推進

社会福祉法人坂井輪会が受託し実施している「安心生活創造事業」の推進に協力し、地域での新たな支え合いと継続的な事業運営の仕組み作りに努めます。

(2) 西区コミュニティ協議会支援チーム

区役所、公民館、区社協の協働により立ち上げた「西区コミュニティ協議会支援チーム」により、それぞれの専門性を生かし、各公民館のエリア毎で地域課題の解決や目標の実現に向け、積極的なコミ協活動の支援を行います。

(3) 地域交流事業

区社協介護事業所との協働により、区内各地域のイベントに参加し、地域活動の活性化に貢献します。

また、コミ協、自治会・町内会への各種出前講座を実施し、福祉に対する意識の啓蒙を行うと共に、社協事業への理解を深めていただくよう努めます。

(4) 地域ふれあい事業助成

小地域での福祉活動活性化のため、自治会・町内会、ボランティアグループ等を中心に行われる「ふれあい給食」「世代交流」「いきがい推進」

の各事業に対し助成します。

助成金額

| 実施範囲 | 金額 | 上限 |
|---------|---------|-------|
| 自治会・町内会 | 10,000円 | 年3回まで |
| 小学校区 | 20,000円 | // |
| 中学校区 | 30,000円 | // |
| 複数中学校区 | 40,000円 | // |

(5) 歳末たすけあい事業助成

歳末たすけあい募金配分事業として、歳末時期（11月中旬～1月）に地域で行う世代交流事業などに助成します。

（実施範囲の世帯数により、30,000円～200,000円）

(6) 支会等ふれあい交流事業助成

支会やコミュニティ協議会など、概ね小学校区単位で行われる「世代交流」や「ふれあい給食」事業などに助成します。

（上限 年1回/ 100,000円）

(7) 思いやりのひとかき運動（冬季 12月～2月実施）

地域で思いやりと助け合いの心を育む運動として、区役所建設課と協働し、バス停や交差点などに除雪のためのスコップを設置し、待ち時間を利用して雪かきをしていただく事業を実施します。

（H22年度実績 西区内では86ヶ所）

(8) 西区ボランティアセンター事業

ボランティア活動のきっかけ作りと地域における人材の発掘・育成を目的として、公民館との共催による各種ボランティア入門講座の開催や、小・中・高等学校を対象とした福祉教育の推進、またボランティアのコーディネート活動等、西区のボランティア活動の拠点として、ボランティアの啓発や活動の大切さを区民に理解していただきながら、裾野を広げることができるよう努めます。

(9) 西区災害ボランティアセンターマニュアル作成

新潟市で災害が発生した場合を想定し、区災害ボランティアセンターの設置やボランティアへの情報提供と支援が迅速、適切に行えるよう、市ボランティアセンターや区役所等関係機関と連携し、西区災害ボランティアセンターマニュアルを作成します。

(10) 介護予防事業

区社協介護事業所との協働により、各地域で介護予防事業を開催します。

(11) 西区民生委員児童委員会長連絡会との連携

地域住民の身近な相談・見守り役である民生委員児童委員の地区会長連絡会（月1回開催）に出席し、情報交換を密にし、平素から連携を強化し、地域福祉活動の充実を図ってまいります。

(12) 広報・啓発活動の充実

区社協事業および小地域活動の周知、啓発を図るため、区社協機関紙「西区きらりんだより」を年3回発行、またホームページにより情報を発信します。

アドレス <http://www.syakyo-niigatacity-ward.jp/nishi/>

2 さまざまな生活課題に悩んでいる方々の課題解決を図るために

(1) コミュニティソーシャルワーカーによる小地域福祉活動の支援

平成23年度、西区社会福祉協議会には、3名のコミュニティソーシャルワーカーが配置されます。これに限らず職員全員をコミュニティソーシャルワーカーと位置づけ、自治会・町内会やコミュニティ協議会と連携しながら、地域における福祉活動の相談や情報提供を行ないます。

また、西、坂井輪、黒崎の各地区毎に担当職員を配置する地区担当制とし、地域福祉活動の支援を行います。

※コミュニティソーシャルワーカーとは、小地域活動の単位となる支会や地域コミュニティ協議会と共に、地域の福祉課題の解決を図るなど、地域活動を支援する専門員です。

(2) 西区まごころヘルプ事業

高齢者や障がい者等、日常の生活の中で手助けが必要な人と手助けできる人がそれぞれ会員となって、有償（非営利）でお互いに助け合う「まごころヘルプ」事業を推進します。

また、事務所スペースを利用した「まごころ地域の茶の間」や「手作り茶の間」等を開催し、会員や地域住民の交流の場、憩いの場作りに努めます。

(3) 友愛訪問事業

超高齢社会が進行する中、見守りの必要な概ね70歳以上の単身世帯

を対象に、孤独感の解消や安否確認を目的とした友愛訪問活動を、未実施の自治会・町内会へ拡充し、実施します。

(4) 安心袋配布事業

75歳以上の単身世帯、及び高齢者のみの世帯に対し、緊急入院等の事態備え、連絡先等を記載したカード及び生活用品を入れた「安心袋」を配布します。

*配布については、民生委員さんのご協力を得て行っております。

・年度別配布地域（地区民協）

平成20年度 坂井輪・坂井東・新通・小針

平成21年度 青山・真砂・東青山・五十嵐 及びH20～の新規

平成22年度 内野・西内野・赤塚・中野小屋 及びH20～の新規

平成23年度 旧黒埼地区“安心箱”との入れ替え 及びH20～の新規

(5) 地域交流事業（ふれあいきいきサロン事業）助成〔市助成事業〕

概ね月1回以上定期的に開催される「地域の茶の間・いきいきサロン」に対し、会場費や保険料、講師謝金など、運営費の助成を行います。

Aタイプ：毎回概ね10名以上が集うサロン

（上限 年/30,000円）

Bタイプ：Aタイプサロンに、多世代交流事業を年4回以上含むサロン

（上限 年/120,000円）

*対象経費：ボランティア保険、講師謝礼、会場借上料、事務費、お茶、茶菓子など

(6) 子育てサロン助成

概ね月1回以上定期的に行われる「子育てサロン」に対し、会場費等、運営に関わる経費の助成を行います。

（上限 年/30,000円）

(7) 西区いきいきサロン事業

区民からのご好意で空き家となった民家等を利用し「いきいきサロン」や、「ふれあいティールーム事業」を実施します。また、地域における活動、各種ボランティア活動の拠点としての活用も進めてまいります。

○小針藤山の家〔西区小針藤山8-20〕

○スタジオ・マハロ〔西区西小針台1-19〕

（小針藤山いきいきサロン）

- ・会 場 小針藤山の家〔西区小針藤山 8-20〕
- ・毎週火曜日 午前 10 時～午後 3 時
- ・利用料 1 人 100 円
- ・利用者 どなたでも

(8) 生きがい対応型通所事業〔市委託事業〕 *ふれあいティールーム

一人暮らしの高齢者などの介護予防事業の一環として、市から委託されている事業です。西区では以下の4ヶ所で実施します。

- ① 坂井輪地区ふれあいティールーム（スタジオ・マハロ） 月・火・水曜日
- ② 五十嵐地区ふれあいティールーム（五十嵐コミュニティハウス） 火・水・木曜日
- ③ 西地区ふれあいティールーム（内野2番町集会場） 火・水・金曜日
- ④ 黒埼地区ふれあいティールーム（黒埼健康センター） 月・木曜日

(9) 夕食宅配サービス事業〔市補助事業〕

概ね 65 歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯を対象に、業者を通じて栄養バランスのとれた食事（夕食）をお届けし、併せて安否の確認を行います。（1食 720 円）

(10) おせち料理宅配事業

友愛訪問事業、及びボランティアランチの対象者に、年末（12 月 30 日）におせち料理を宅配し、併せて安否の確認を行います。

(11) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者等、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用を援助する制度です。区社協で相談を受け、新潟市日常生活自立支援センター（あんしんサポート新潟）へつなぎ、安心して地域で暮らすお手伝いをします。

(12) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯等の経済的自立や社会参加の促進を目的とした、新潟県社会福祉協議会が主体となって行う貸付制度で、区社協が窓口となって相談・貸付の手続きを行います。

(13) 老人福祉センター黒埼荘の管理・運営（指定管理業務）

高齢者の健康増進、教養の向上及び憩いのための、入浴設備を持つ施設です。西区社会福祉協議会は、新潟市の指定を受け、老人福祉センター黒埼荘の管理・運営を行っております。平成 23 年度も、安心・安全・快適な環境でご利用していただけるよう努めてまいります。

3 組織基盤の強化を図るために

(1) 区社協の基盤となる支会（地区社協）の見直し

区社協の基盤となる支会組織の充実強化を図るため、自治連合会からコミュニティ協議会へ移行します。

(2) 一般会員、特別会員、及び賛助会員の強化

あらゆる機会を捉え、区内各自治会・町内会、及び福祉団体、一般企業等に対し、社会福祉協議会の事業内容、趣旨の周知に努め、社協活動の財源となる会員会費、賛助会費の確保に努めます。

- 一般会員会費・・・一世帯 400 円
- 特別会員会費・・・福祉施設・団体 2,000 円
- 賛助会員会費・・・企業等

 - 5,000 円
 - 団体 2,000 円
 - 個人 500 円

(3) 支会活動交付金交付事業

各支会の独自の活動費を確保するため、各支会へ前年度一般会員会費の納入実績の一定割合を活動交付金として交付します。

(4) 役員研修会の実施

区社協としての役割や機能を充実させるため、県民福祉大会や各種研修会等に役職員が参加し、今後の組織運営や事業に反映させます。

4 共同募金運動の協力

毎年10月から始まる赤い羽根共同募金と12月に実施する歳末たすけあい募金への取り組みを強化し、自主財源の確保に努めます。

《戸別目安額・募集依頼時期》

| 区 分 | 目安額 | 募集依頼時期 |
|-----------|-------|--------------|
| 赤い羽根共同募金 | 400 円 | 10月1日～12月25日 |
| 歳末たすけあい募金 | 200 円 | 12月1日～12月25日 |
| 合 計 | 600 円 | |

5 介護サービス事業の適正化（社協ならではの介護）

西区社会福祉協議会は、社協ならではの介護サービスを提供することにより、

地域の皆さまに支持される組織を目指します。

(1) 介護サービス事業の区社協展開

区社協に介護サービス事業を統括する管理者を配置し、介護と地域福祉活動との連携を強化します。

(2) 地域に開かれた介護サービス事業の展開

介護事業所ごとに創意工夫を凝らし、地域に貢献する取り組みを全事業所との協働により取り組みます。